

おくやみハンドブック



おくやみコーナー利用案内

予約制

死亡届提出後のおくやみに関する様々な手続きのご相談をお受けします。

ご予約は来庁日の**4開庁日前**まで

●予約システム（24時間受付）

高砂市ホームページ「おくやみコーナー」から予約

<https://takasago.rsvsys.jp/>



●電話

079-451-9011（専用ダイヤル）

（午前8時45分～午後4時30分：12時から午後1時、土、日、祝日および年末年始を除く）

市役所1階 おくやみコーナー

ご遺族の方へ

ご家族のご逝去に心から哀悼の意を表します。

この「おくやみハンドブック」は、ご遺族の方が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きと、市役所以外の一般的な手続きについてご案内しております。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

高砂市役所 079-442-2101 (代表)

事前準備について

高砂市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

手続きによっては、委任状が必要となる場合がございますので、ご来庁の前にご確認ください。ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

1

持ち物の確認

4ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



2

委任状について

葬祭費の申請や年金請求者、相続人が来庁できない場合は、委任状が必要です。ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。



3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、高砂市役所へお越しください。



おくやみコーナーのご案内

高砂市では、ご家族等の身近な方が亡くなられた際に、ご遺族による市役所での各種手続きにかかる不安や負担を軽減するため、手続きの相談対応や、申請書の作成などをワンストップで行う窓口「おくやみコーナー（原則予約制）」を開設しました。

予約可能な場合

- (例)・亡くなられた方が高砂市に住民登録があった
- ・死亡届が住民記録システムに情報反映されている
 - ・ご葬儀が終了している
 - ・予約から**4開庁日以上**、空けて来庁できる
- ※月曜日予約の場合、最短がその週の金曜日

予約方法（原則予約制）

○予約システム（24時間受付）

高砂市ホームページ「おくやみコーナー」から予約

<https://takasago.rsvsys.jp/>

○電話

079-451-9011（専用ダイヤル）

（午前8時45分～午後4時30分：12時から午後1時、土、日、祝日および年末年始を除く）

予約可能枠

- ①午前9時～午前10時30分
 - ②午前10時30分～12時
 - ③午後1時～午後2時30分
 - ④午後2時30分～午後4時
- （各回1組／土、日、祝日および年末年始を除く）



市ホームページ
(ID: 11600)
おくやみコーナーのご案内

- おくやみコーナーで受付できない手続きについては、各担当窓口をご案内します。
- おくやみコーナーの利用状況によっては、お待ちいただく場合があります。
- おくやみコーナーを利用することなく、直接、各担当窓口で手続きをしていただくことも可能です。この場合、複数の課での手続きになりますので、時間に余裕をもってお越しください。
- 各手続きの持ち物については、市民窓口課で配布している「おくやみハンドブック」でもご確認いただけます。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
 - 認印**（※相続人代表、葬祭執行者（喪主））
 - 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表、葬祭執行者（喪主）、年金請求者）
- ※相続人や葬祭執行者（喪主）、年金請求者が来庁できない場合など、委任状が必要となる手続きがありますのでご注意ください。

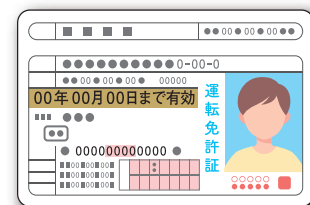
亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）**
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書**
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費の請求ができます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったことおよび葬祭執行者（喪主）が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状、葬儀証明書など）。詳しくは、P.8・P.10をご確認ください。
- 介護保険被保険者証**
- 医療費助成受給者証**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付されたもの）、マイナンバーカード、パスポート、特別永住者証明書、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 など
- 2点で本人確認できる書類**
健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、介護保険の被保険者証、医療費助成受給者証、各種年金証書（手帳）、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	該当事項	☑	詳細ページ
住民登録に関する手続き	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	P.7
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	P.7
保険に関する手続き	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	P.8
	後期高齢者医療制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	P.10
年金に関する手続き	国民年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.12
	厚生年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.12
	共済年金に加入または受給していた	<input type="checkbox"/>	P.13
介護保険に関する手続き	65歳以上または介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	P.14
	介護サービス給付費が発生していた	<input type="checkbox"/>	P.15
税金に関する手続き	市税の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	P.16
	市税を口座振替で納付していた	<input type="checkbox"/>	P.16
	市・県民税、森林環境税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	P.17
	固定資産を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.18
	原動機付自転車(125cc以下)等を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.19
福祉(障がい)に関する手続き	重度障害者医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	P.20
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.20
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.21
	特別障害者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.21
	重度心身障害者(児)介護手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.22
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	<input type="checkbox"/>	P.23
	心身障害者扶養共済制度を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.24
	障害者(児)福祉タクシー券を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.25
	障害児通所支援事業を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.26
	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	P.26
地域生活支援事業を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.27	

区分	該当事項	☑	詳細ページ
福祉（高齢者）に関する手続き	高齢者福祉タクシー券を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.28
	緊急通報システム事業を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.28
	家族介護用品支給事業を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.29
	高齢者等見守り・SOSネットワーク事業および認知症高齢者等個人賠償責任保険事業に登録していた	<input type="checkbox"/>	P.29
こどもに関する手続き	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.30
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.30
	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.31
	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護していた	<input type="checkbox"/>	P.32
	こども医療費助成受給者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.32
	ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.33
学校教育に関する手続き	高砂市奨学金を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.34
	就学援助を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.34
	児童生徒の学校給食費の振替口座を登録していた	<input type="checkbox"/>	P.35
農地・森林土地に関する手続き	農地（田・畑）を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.36
	農地（田）を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.36
	森林の土地を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.37
上下水道に関する手続き	上下水道を使用していた	<input type="checkbox"/>	P.38
	下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であった	<input type="checkbox"/>	P.38
	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	<input type="checkbox"/>	P.39
その他の手続き	高砂市エンディングプラン・サポート事業に登録していた	<input type="checkbox"/>	P.40
	高砂市公園墓地の使用権をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	P.40
	犬の飼い主だった方	<input type="checkbox"/>	P.41
	遺品整理をしたい	<input type="checkbox"/>	P.41
	市営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	P.42
	法定外公共物（水路など）の使用許可を受けていた	<input type="checkbox"/>	P.42

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返納（希望者のみ）

手続き詳細	期 限
返納の義務はありませんが、希望される場合は市民窓口課へお持ちください。 ただし、亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）は、相続などの手続きで必要な場合がありますのでしばらくは保管しておいてください。 ※亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは自動的に廃止となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード	市民窓口課 1階⑬番 ☎ 079-441-7180

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民窓口課 1階⑬番 ☎ 079-441-7180

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を返却してください。 ※市役所本庁に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。 ※一定期間保管されたい場合は、その期間経過後にはさみなどで細かくしてから処分してください。 ※処分後に再交付はできません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	国保年金課 国保給付係 1階 ^⑩ 番 ☎ 079-443-9020

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者(喪主)の本人確認書類と通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書・葬儀証明書)で故人と喪主が確認できるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行者(喪主)が来庁しない場合 ①委任を受けた方(来庁者)の本人確認書類と葬祭執行者(喪主)の通帳 ②振込先が喪主以外のときは委任状	国保年金課 国保給付係 1階 ^⑩ 番 ☎ 079-443-9020

2. 保険に関する手続き

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者へ高額療養費の支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。(不要な方もあり)	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 (故人と住民票上の世帯が別のとき) 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類	国保年金課 国保給付係 1階⑩番 ☎ 079-443-9020

手続き④ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付、その他給付に関するお手紙を送付する場合があります。	約2週間以内が望ましい
ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	手続き可能な人
	相続人またはその親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 窓口に来られた方の本人確認書類	(保険料に関すること) 賦課収納課 1階⑧番 ☎ 079-443-9072 (その他給付に関すること) 国保年金課 国保給付係 1階⑩番 ☎ 079-443-9020

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を返却してください。</p> <p>※市役所本庁に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。</p> <p>※一定期間保管されたい場合は、その期間経過後にはさみなどで細かくしてから処分してください。</p> <p>※処分後に再交付はできません。</p>	<p>なし</p>
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	国保年金課 医療係 1階⑨番 ☎ 079-443-9021

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年間</p>
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者(喪主)の本人確認書類と通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭請求書と領収書・葬儀証明書)で故人と喪主が確認できるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行者(喪主)が来庁しない場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 委任状 ② 委任を受けた方の本人確認書類 ③ 喪主の本人確認書類の写し(振込先が喪主以外の場合) 	国保年金課 医療係 1階⑨番 ☎ 079-443-9021

2. 保険に関する手続き

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者へ高額療養費の支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。(不要な方もあり)	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 故人との相続関係がわかる書類(戸籍謄本など・公正証書遺言書など) ※故人と住民票上の世帯が別なときのみ <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類	国保年金課 医療係 1階⑨番 ☎ 079-443-9021

手続き④ 相続人による別送届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付、その他給付に関するお手紙を送付する場合があります。	約2週間以内が望ましい
ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。	手続き可能な人
	相続人およびその親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人およびその親族の本人確認書類	(保険料に関すること) 賦課収納課 1階⑧番 ☎ 079-443-9072 (その他給付に関すること) 国保年金課 医療係 1階⑨番 ☎ 079-443-9021

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問合せください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの (年金手帳、年金証書など)	国保年金課 国民年金係 1階 ^⑩ 番 ☎ 079-443-9022

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問合せください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問合せください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの (年金手帳、年金証書など)	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 加古川年金事務所 ☎ 079-427-4740

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問合せください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの (年金手帳、年金証書など)	加入されていた共済組合 にお問合せください。

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却

手続き詳細	期 限
<p>被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください。</p> <p>※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。</p> <p>※一定期間保管されたい場合は、その期間経過後にはさみなどで細かくしてから処分してください。</p> <p>※処分後に再交付はできません。</p>	<p>なし</p> <p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問合せ先
<p>亡くなられた方の以下の証書</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 (該当の方)</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 (該当の方)</p>	<p>介護保険課 介護給付係 1階⑦番 ☎ 079-443-9063</p>

手続き② 介護保険にかかる送付物の送付先変更

手続き詳細	期 限
<p>後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に介護保険料の未納または還付、介護サービス給付費などに関するお手紙を送付する場合があります。</p> <p>独り暮らしをされていた方、施設に入所されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は、市役所本庁で送付先変更手続きをしてください。</p> <p>なお、すでに送付先変更手続きをされていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めてお手続きいただく必要はありません。</p>	<p>約2週間以内が望ましい</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人またはその親族</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 窓口に来られた方の本人確認書類</p>	<p>介護保険課 介護給付係 1階⑦番 ☎ 079-443-9063</p>

4. 介護保険に関する手続き

介護サービス給付費が発生していた

手続き 介護サービス給付費の支給申請・支給口座変更

手続き詳細	期 限
<p>以下の介護サービス給付費について、未支給分がある場合は、支給申請または支給口座変更手続きが必要です。支給口座については相続人名義の口座を原則としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（介護予防）住宅改修費 ・居宅介護（介護予防）福祉用具購入費 ・高額介護（予防）サービス費 ・高額医療合算介護（予防）サービス費 	<p>原則介護サービスなど提供月の翌月1日から2年間</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 故人との相続関係がわかる書類 （戸籍謄本など・公正証書遺言書など）の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類</p>	<p>介護保険課 介護給付係 1階⑦番 ☎ 079-443-9063</p>

MEMO

5. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
納税義務者が亡くなり、相続が生じた場合、納税義務は相続人に引き継がれます。未納の市税がある場合は、相続人の方が納付する必要があります。	納税通知書に記載の納期限まで
既に届いている納税通知書により納付いただくか、市役所窓口にて納付してください。	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類	債権管理課 債権管理係 1階 ^⑱ 番 ☎ 079-443-9018

市税を口座振替で納付していた

手続き 振替口座の変更など

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替を利用されていた場合は、振替口座の変更または口座振替の廃止手続きが必要です。市役所窓口または電話にてご相談ください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類	債権管理課 税制収納係 1階 ^⑱ 番 ☎ 079-443-9017

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 税金に関する手続き

市・県民税、森林環境税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、その納税義務者に代わって納税などの管理をしていただく方を、相続人の中から指定していただく必要があります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定（変更）届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税課までご連絡ください。</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>法定相続人の範囲や順位に従い、相続人代表となることができる方</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の本人確認書類</p> <p>【代理人が申請する場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の本人確認書類の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人の方の本人確認書類</p> <p>※法定相続人以外の方が相続される場合は、上記の書類と併せて遺言書などの写しが必要となります。</p>	<p>課税課</p> <p>市民税係 1階⑰番</p> <p>☎ 079-443-9015</p>

MEMO

固定資産を所有していた

手続き 固定資産現所有者（相続人代表者）申告書

手続き詳細	期 限
<p>高砂市内に固定資産を所有していた納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定していただく必要があります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「固定資産現所有者（相続人代表者）申告書」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p> <p>※相当の期間内に「固定資産現所有者（相続人代表者）申告書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は継承されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数いる場合は、すべての方について提出が必要です。課税課までご連絡ください。</p>	<p>相続人となったことを知った日の翌日から3か月以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>法定相続人の範囲や順位に従い、相続人代表となることができる方</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続の事実がわかる書類（死亡届、戸籍謄本等）</p> <p>【代理人が申請する場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の本人確認書類の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 代理人の方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続の事実がわかる書類（死亡届、戸籍謄本等）</p> <p>※法定相続人以外の方が相続される場合は、上記の書類と併せて遺言書などの写しが必要となります。</p>	<p>課税課 資産税係 1階⑮番 ☎ 079-443-9016</p> <p>管轄の法務局 神戸地方法務局加古川支局 ☎ 079-424-3555</p>

MEMO

5. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・特定小型原動機付自転車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。</p> <p>※軽自動車などの廃車は軽自動車検査協会姫路支所にお問合せください。</p> <p>軽自動車 TEL：050-3816-1848 二輪 TEL：050-5540-2067</p>	<p>亡くなられた日から15日以内</p> <p>手続き可能な人 どなたでも可</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> ナンバープレート</p> <p><input type="checkbox"/> 登録票（軽自動車税申告済証）</p> <p><input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類</p>	<p>課税課 市民税係 1階^⑬番 ☎ 079-443-9015</p>

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。</p> <p>※軽自動車などの名義変更は軽自動車検査協会姫路支所にお問合せください。</p> <p>軽自動車 TEL：050-3816-1848 二輪 TEL：050-5540-2067</p>	<p>亡くなられた日から15日以内</p> <p>手続き可能な人 ①相続人の方 ②相続人以外の方 ※②の方が手続きされる場合には、相続人からの譲渡証明書が必要となります。</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 登録票（軽自動車税申告済証）</p> <p><input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの譲渡証明書</p>	<p>課税課 市民税係 1階^⑬番 ☎ 079-443-9015</p>

6. 福祉（障がい）に関する手続き

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続き 受給者証の返納、資格喪失届、未請求分の医療費の還付手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。※処分後に再交付はできません。また、未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし (未請求分の医療費は5年間)
	手続き可能な人 相続人およびその親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書（原本） <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は、 ①故人との相続関係がわかる書類（戸籍謄本など・公正証書遺言書など）※故人と住民票上の世帯が別なときのみ ②預金通帳など（相続人のもの）	国保年金課 医療係 1階⑨番 ☎ 079-443-9021

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

【各手帳を所持している方が亡くなられた場合】

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

6. 福祉（障がい）に関する手続き

【療育手帳を所持している方の保護者が亡くなられた時】

手続き 保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が療育手帳を所持している方の保護者であった場合、手帳の保護者変更が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が保護者欄に記載されている療育手帳	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

重度心身障害者（児）介護手当を受給していた

【介護者が亡くなられた場合】

手続き① 変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者（児）介護手当を受給していた介護者の場合、介護者の変更届が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 変更後の介護者の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

【障がい者が亡くなられた場合】

手続き② 資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未払請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者（児）介護手当を受給していた障害者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失されます。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

MEMO

心身障害者扶養共済制度を利用していた

【加入者が亡くなられた場合】

手続き① 年金支給申請書、年金口座振替払申出書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 (死体検案書、死亡記載事項証明書でも可) <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票または戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方および年金管理者の住民票または戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 加入証書、口数追加証書 <input type="checkbox"/> 年金管理者の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

【年金受給前の障がい者が亡くなられた場合】

手続き② 年金受給権者死亡届出書、弔慰金支給申請書、弔慰金口座振替払申出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票または戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票または戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 加入証書、口数追加証書 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度を利用していた

【年金受給中の障がい者が亡くなられた場合】

手続き③ 年金受給権者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、心身障害者・年金受給権者死亡届の提出が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票の除票または戸籍謄本 (兵庫県内居住の場合は不要)	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027
<input type="checkbox"/> 年金証書	

【障がい者以外の年金管理者が亡くなられた場合】

手続き④ 年金管理者の変更(年金受給中の場合のみ)

手続き詳細	期 限
年金管理者の変更が必要です。 ※年金受給中の障がい者本人以外が年金管理者となっている場合に限り ます。	速やかに
	手続き可能な人 新しい年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 新しく年金管理者となる方の振込口座がわかるもの	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

障害者（児）福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって助成対象ではなくなるため未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

障害児通所支援事業を利用していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き① 保護者の変更

手続き詳細	期 限
通所受給者証の保護者変更が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が保護者の通所受給者証	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

【児童が亡くなられた場合】

手続き② 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
通所受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の通所受給者証	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

6. 福祉（障がい）に関する手続き

地域生活支援事業を利用していた

【利用者が亡くなられた場合】

手続き① 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
地域生活支援事業受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援事業受給者証	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

【保護者が亡くなられた場合】（利用者が児童の場合）

手続き② 保護者の変更

手続き詳細	期 限
地域生活支援事業受給者証の保護者変更が必要です。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が保護者の地域生活支援事業受給者証	障がい福祉課 1階③番 ☎ 079-443-9027

MEMO

7. 福祉（高齢者）に関する手続き

高齢者福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、未使用分の福祉タクシー券を返却してください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	地域福祉課 1階⑤番 ☎ 079-443-9026

緊急通報システム事業を利用していた

手続き 貸与されていた緊急通報システム機器の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報システムを貸与されていた場合、申し出をいただき、契約業者が訪問し撤去します。	速やかに
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問合せ先
なし	地域福祉課 1階⑤番 ☎ 079-443-9026

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

7. 福祉（高齢者）に関する手続き

家族介護用品支給事業を利用していた

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が家族介護用品支給事業を利用していた場合、資格喪失届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	届出者
必要なもの	問合せ先
手続きを行う人の本人確認書類	地域福祉課 1階⑤番 ☎ 079-443-9026

高齢者等見守り・SOSネットワーク事業および認知症高齢者等個人賠償責任保険事業に登録していた

手続き 脱退届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者等見守り・SOSネットワーク事業および認知症高齢者等個人賠償責任保険事業に登録されていた場合、脱退届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問合せ先
手続きを行う人の本人確認書類	地域福祉課 1階⑤番 ☎ 079-443-9026

MEMO

8. こどもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き

- ①受給者変更の手続き
- ②資格消滅届または額改定届の提出

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> ①児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当および受給者の変更について、手続きが必要となります。 ②対象児童が亡くなられた場合、資格消滅届または額改定届の提出が必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ①亡くなられた日の翌日から数えて15日以内 ※手続きが遅れると支給できない月が生じる可能性があります ②速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ①受給者変更の手続き <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童の養育者となる方の口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 支給対象児童（長子）の口座がわかるもの ②資格消滅届または額改定届の提出 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 	子育て支援課 2階④番 ☎ 079-443-9024

児童扶養手当を受給していた

手続き

受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 	子育て支援課 2階④番 ☎ 079-443-9024

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. こどもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)	子育て支援課 2階④番 ☎ 079-443-9024
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童または対象児童が年少などのため意思能力がない場合は指定受取人の振込口座の通帳写し	
<input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出(未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象であった児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問合せ先
なし	子育て支援課 2階④番 ☎ 079-443-9024

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護していた

手続き 児童扶養手当の新規認定請求の手続き

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなられた方で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を監護している場合、手当の請求ができます。(所得制限と年金の併給調整があります。)	—
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問合せ先
※詳細は事前にお問合せください。	子育て支援課 2階④番 ☎ 079-443-9024

こども医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、資格喪失届、未請求分の医療費の還付手続き

手続き詳細	期 限
こども医療費助成受給者証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 ※処分後に再交付はできません。また、未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし (未請求分の医療費は5年間)
	手続き可能な人
	児童の保護者およびその親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 児童(こども)の医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書(原本) <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は、 ①故人との相続関係がわかる書類(戸籍謄本など・公正証書遺言書など) ※故人と住民票上の世帯が別なときのみ ②預金通帳など(相続人のもの)	国保年金課 医療係 1階⑨番 ☎ 079-443-9021

8. こどもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、資格喪失届、未請求分の医療費の還付手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 ※処分後に再交付はできません。また、未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし (未請求分の医療費は5年間)
	手続き可能な人 相続人およびその親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書(原本) <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は、 ①故人との相続関係がわかる書類(戸籍謄本など・公正証書遺言書など) ※故人と住民票上の世帯が別なときのみ ②預金通帳など(相続人のもの)	国保年金課 医療係 1階⑨番 ☎ 079-443-9021

MEMO

9. 学校教育に関する手続き

高砂市奨学金を受給していた

手続き 高砂市奨学金生徒に係る異動届の提出

手続き詳細	期 限
世帯主の死亡などにより申請した時点と世帯構成が変わる場合、異動届を各高等学校を通してご提出ください。 生徒が亡くなられた場合は、受給が取消となりますので、ご相談ください。	死亡の事実が判明した時点で速やかにお手続きください。
	手続き可能な人 【生徒が亡くなられた場合】 生徒の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 高砂市奨学金生徒に係る異動届（各高等学校へ提出）	学校教育課 学事保健係 2階⑦番 ☎ 079-443-9054

就学援助を受給していた

手続き 受給者変更手続き、就学援助費返還手続き

手続き詳細	期 限
振込先口座や申請内容の変更手続きが必要となる場合があります。対象となる児童生徒が亡くなられた場合、就学援助費の返還手続きが発生する場合があります。	死亡の事実が判明した時点で速やかにお手続きください。
	手続き可能な人 【児童生徒が亡くなられた場合】 児童生徒の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し	学校教育課 学事保健係 2階⑦番 ☎ 079-443-9054

9. 学校教育に関する手続き

児童生徒の学校給食費の振替口座を登録していた

【振替口座を登録していた方が亡くなられた場合】

手続き 振替口座の変更手続き

手続き詳細	期 限
児童生徒の学校給食費の振替用口座名義が、亡くなられた方の場合は、金融機関へ新たな「学校給食費口座振替依頼書」の提出が必要です。窓口または電話にて学校給食課までお問合せください。	速やかに
	手続き可能な人 児童生徒の保護者
必要なもの	問合せ先
なし	学校給食課 2階⑧番 ☎ 079-443-9053

MEMO

10. 農地・森林土地に関する手続き

農地（田・畑）を所有していた

手続き 農地（田・畑）の相続などの届出

手続き詳細	期 限
相続によって農地を取得した人は農地のある市町の農業委員会に届出が必要です。 法務局での登記手続き完了後、届出書を提出してください。	権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内
	手続き可能な人 農地（田・畑）を相続された方
必要なもの	問合せ先
農地法第3条の3第1項の規定による届出書	農業委員会事務局 3階⑥番 ☎ 079-443-9059

農地（田）を所有していた

手続き 水稻生産実施計画書の変更手続き

手続き詳細	期 限
相続に伴い、農地の耕作者が変更になる場合は、水稻生産実施計画書の氏名などの変更が必要になります。その際は、農林水産課までお問合せください。	なし
	手続き可能な人 農地（田）を相続された方
必要なもの	問合せ先
なし	農林水産課 3階⑥番 ☎ 079-443-9031

MEMO

10. 農地・森林土地に関する手続き

森林の土地を所有していた

手続き 森林の土地の所有者変更手続き

手続き詳細	期 限
個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。	所有者となった日から90日以内、相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内
	手続き可能な人
	森林の土地を相続された方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 所有した森林の土地の位置を示す地図 <input type="checkbox"/> 所有した森林の土地の登記事項証明書(写し可) または土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことがわかる書類	農林水産課 3階⑥番 ☎ 079-443-9031

MEMO

11. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※電話、ファックス、Web（ホームページID：2723）でも手続き可 ただし、世帯人数の変更のみ電話でも手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問合せ先
なし	水道料金センター 3階⑪番 ☎ 079-443-9049

下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中であつた

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中または徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があつた14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 変更届	料金事務担当 ⑩番 ☎ 079-443-9041

MEMO

11. 上下水道に関する手続き

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿収集登録（新規・廃止等）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの廃止が必要です。 エコクリーンピアはりま、または市民窓口課、市民サービスコーナーへ届出てください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
なし	問合せ先 エコクリーンピアはりま ☎ 079-447-1157

MEMO

12. その他の手続き

高砂市エンディングプラン・サポート事業に登録していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、協力葬祭事業者と死後事務委任契約を生前に交わし、葬祭費などに係る預託金を預けているため、葬祭については登録カードに記載の葬祭事業者にご連絡してください。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 市が交付した登録カード（大小2枚交付） 大：玄関貼付用 小：携帯用	地域福祉課 1階⑤番 ☎ 079-441-9006

高砂市公園墓地の使用権をお持ちの方

手続き 名義変更（承継）の手続き

手続き詳細	期 限
使用者が亡くなられた場合、名義変更の手続きが必要です。申請書と添付書類を環境政策課へ提出してください。申請書の様式はホームページからもダウンロード可能です。 ご不明な点がございましたら、環境政策課までお問合せください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 霊域使用権承継許可申請書 <input type="checkbox"/> 霊域使用許可証（紛失の場合は紛失届） <input type="checkbox"/> 調査同意書 <input type="checkbox"/> 全部事項証明書（戸籍謄本） （承継者と被承継者との関係（続柄）がわかるもの） <input type="checkbox"/> 承継者の住民票（本籍、続柄など記載事項に省略のない住民票） <input type="checkbox"/> 承継者が市外在住の場合、保証人の住民票 （本籍、続柄など記載事項に省略のない住民票）	環境政策課 3階⑦番 ☎ 079-443-9029

12. その他の手続き

犬の飼い主だった方

手続き 犬の飼い主変更手続き

手続き詳細	期 限
犬の飼い主だった方が亡くなられた場合、所有者変更の手続きが必要です。 ご不明な点がありましたら、環境政策課までお問合せください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	新しい所有者の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 登録事項変更届 <input type="checkbox"/> 犬の鑑札（鑑札を紛失した場合、狂犬病予防注射お知らせハガキなど、登録状況が分るもの）	環境政策課 3階⑦番 ☎ 079-443-9029

遺品整理をしたい

手続き エコクリーンピアはりまへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
遺品整理する場合は、死亡者の身の回り品（衣類、布団、家具など）に限り、死亡した日から3か月以内なら1回1台限り（500kg以内）減免処理ができます。必要書類を持参の上、エコクリーンピアはりまの事務所で減免申請を行ってください。 注1 500kg超過分は有料です。 2 期限を過ぎるとすべて有料となります。 ※詳細は、事前にお問合せください。	死亡日から3か月以内
	手続き可能な人
	同居人または親族
必要なもの	問合せ先
死亡者と死亡日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 火葬許可書（原本または写し） <input type="checkbox"/> 死亡診断書（原本または写し） <input type="checkbox"/> 住民票の除票（原本または写し） ※上記の書類のうち、いずれか1点	エコクリーンピアはりま ☎ 079-448-5260

市営住宅に入居していた

手続き 異動届の提出および承継承認申請または市営住宅返還届の提出

手続き詳細	期 限
市営住宅に入居している方が亡くなられた場合は異動届の提出が必要です。 また、亡くなられた方が市営住宅の契約者であり、その方と同居していた方が引き続き市営住宅にお住みになれる場合は市営住宅承継承認申請が必要です。 なお、同居者がいない場合は市営住宅返還届の提出が必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（認印） <input type="checkbox"/> その他条件により追加で必要なものがあります。	土木総務課 土木総務係 3階②番 ☎ 079-443-9040

法定外公共物（水路など）の使用許可を受けていた

手続き 使用許可の変更または廃止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が法定外公共物の使用（水路に通路橋を設置など）の許可を受けていた場合、名義の変更手続きをしてください。使用許可を廃止する場合は、工作物（通路橋など）の撤去および廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問合せください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	同居人または親族
必要なもの	問合せ先
【名義の変更（相続される場合）】 <input type="checkbox"/> 高砂市法定外公共物使用地位承継届出書 【名義の変更（相続される場合以外）】 <input type="checkbox"/> 高砂市法定外公共物使用権利譲渡等許可申請書 【使用許可の廃止】 <input type="checkbox"/> 高砂市法定外公共物使用等許可申請書（変更）	土木総務課 明示審査係 3階②番 ☎ 079-443-9037

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険資格確認書等その他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった方は、健康保険の資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問合せください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問合せください。</p> <p>【手続き先】 亡くなられた方の勤務先を所管する年金事務所 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 加古川年金事務所 ☎ 079-427-4740</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	管轄の税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1か月以内	加古川税務署 ☎ 079-421-2951
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	高砂警察署 ☎ 079-442-0110
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問合せください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾患医療受給者証	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住所地 を管轄する健康福祉事 務所（保健所）へお問合 せください。	加古川健康福祉事務所 （保健所） ☎ 079-422-0003
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	原爆被爆者相談室へお 問合せください。	原爆被爆者相談室 ☎ 078-361-8604
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考	問合せ先
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索	速やかに	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。	管轄の家庭裁判所 姫路 ☎ 079-281-2011 神戸 ☎ 078-521-5930
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。	
<input type="checkbox"/>	相続放棄・ 限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。	管轄の家庭裁判所 姫路 ☎ 079-281-2011 神戸 ☎ 078-521-5936
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。	管轄の税務署 加古川税務署 ☎ 079-421-2951
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・ 納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数	管轄の税務署 加古川税務署 ☎ 079-421-2951

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

よくあるご質問 [Q&A]

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

Q1 死亡届を提出したいのですが、どうしたらいいですか？

A1 死亡届・死亡診断書（死体検案書）（※医師の証明が記載済みのもの）は、亡くなられた事実を知った日から7日以内に、亡くなられた方の本籍地、届出人の所在地、死亡地のいずれかへ提出してください。ただし、ご依頼されている葬祭業者の方からご提出いただく場合が多いので、葬祭業者の方にすでに提出済みかご確認ください。
（市民窓口課）

Q2 世帯主が亡くなりましたが、世帯主変更を行う必要はありますか？

A3 世帯主が亡くなられた場合、亡くなられた方以外の世帯員（15歳以上）が1人の場合はその方が自動的に世帯主になります。
亡くなられた方以外の世帯員（15歳以上）が2人以上の場合は、死亡届を受付する際に「新しく世帯主になる方」をお伺いし、市民窓口課で変更をさせていただきます。死亡届の提出の際、葬祭業者の方を通じてお伺いすることが多いので、葬祭業者の方にご確認ください。
別途世帯主変更届を提出する必要はございません。
（市民窓口課）

Q3 故人のマイナンバーがわからない場合どうしたらよいですか？

A3 亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードをお持ちでない場合、その方のマイナンバーを知ることはできません。亡くなられた方は、ご本人がマイナンバーを提供することができませんので、各種手続において亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることは通常は想定されておりません。マイナンバーを記載しなくても手続ができるか提出先にお問合せください。
（市民窓口課）

Q4 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A4 亡くなられた方の本籍地が高砂市の場合、原則として死亡届を受理した日（高砂市以外に届出をされた場合は、高砂市に通知が届いた日）より戸籍審査を経て2週間前後に交付できます。
届出内容の戸籍審査などに時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。
※亡くなられた方の本籍地が他市町村の場合は、本籍地にお問合せください。
（市民窓口課）

Q5 戸籍謄本などは誰が請求できますか？

A5 戸籍謄本などを請求できるのは、本人および同一戸籍にいる方、直系親族の方、相続人の方などです。それ以外の方が請求される場合には委任状が必要となる場合があります。
（市民窓口課）

Q6 戸籍謄本などはどこで請求できますか？

- A6** 戸籍謄本などは、本籍地のある市区町村の窓口や、郵送で請求できます。詳細は本籍地へお問合せください。
ただし、本人および同一戸籍にいる方、直系親族の方の戸籍謄本などの請求については、本籍地以外であってもお近くの市区町村窓口で請求できる場合があります。
(市民窓口課)

Q7 出生から死亡までの戸籍の取得を求められています。その理由と手続きはどうしたらよいですか？

- A7** 相続人の範囲を確定するために、被相続人の現在の戸籍だけではなく、出生から死亡までの戸籍が必要になります（代襲相続の場合や、兄弟姉妹が相続人となる場合、別の戸籍も必要になります）。
死亡の記載がある戸籍謄本または除籍謄本を取得していただくと、従前の本籍地、筆頭者が記載されていますので、それを元に戸籍を一つ一つさかのぼり、出生の記載がある戸籍に辿りつくまで、繰り返します。
(市民窓口課)

Q8 死亡の記載のある住民票の除票は、すぐに取得できますか？

- A8** 死亡が記載された住民票は、死亡届を受理した日（高砂市以外に届出をされた場合は、高砂市に通知が届いた日）から数日中に発行できるようになります。
(市民窓口課)

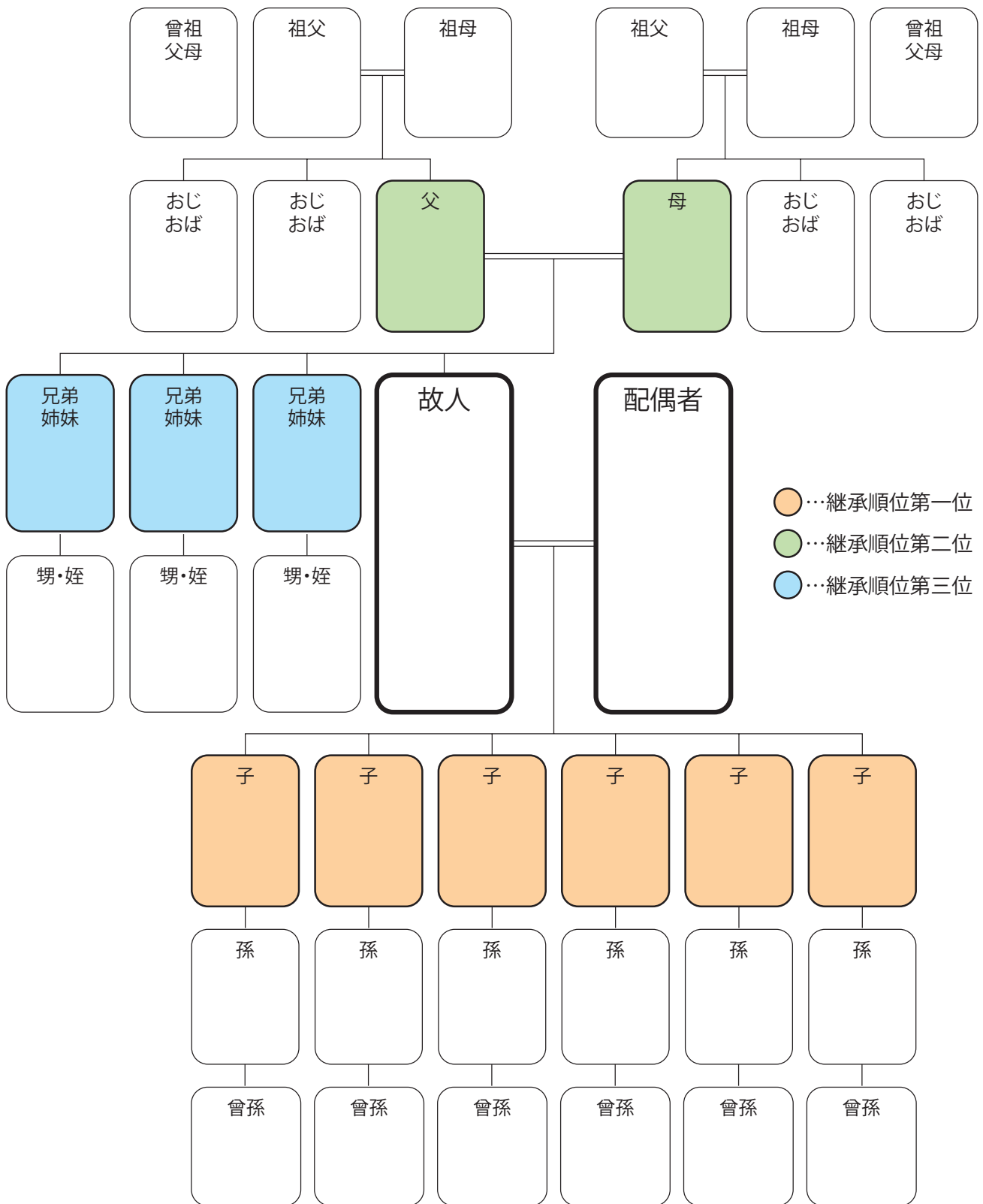
Q9 住民票の除票は誰が請求できますか？

- A9** 住民票の除票を請求できるのは、原則相続人の方です。
そのほか、自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方なども請求できますが、その場合、それが確認できる資料などが必要となる場合があります。
(市民窓口課)

Q10 高砂市公園墓地の使用者の名義変更をしたいのですが、どうしたらいいですか？

- A10** 霊域使用权承継許可申請書、霊域使用許可証（紛失の場合は紛失届）、全部事項証明書（戸籍謄本）（承継者と被承継者との関係（続柄）がわかるもの）、承継者の住民票（本籍、続柄など記載事項に省略のない住民票）、承継者が市外在住の場合、保証人の住民票（本籍、続柄など記載事項に省略のない住民票）を提出してください。
(環境政策課) ホームページ ID：1314

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

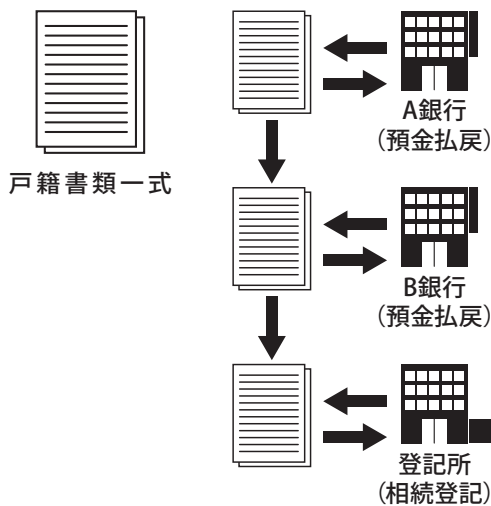
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

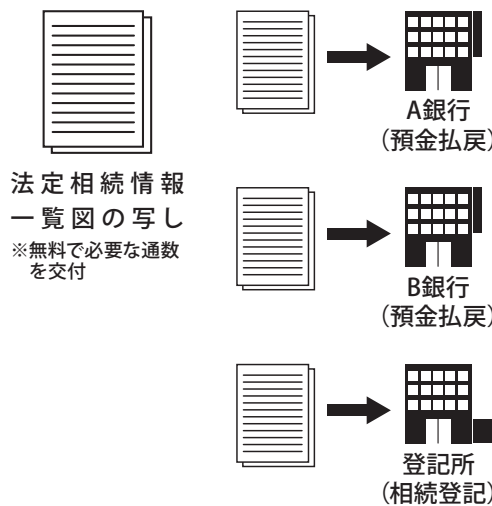
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

※コピーしてお使いください。

住民票、戸籍謄（抄）本、税証明を委任するとき

代理権授与通知書（委任状）

必ず全て委任者が記入してください

高砂市長様 令和 年 月 日

本人（委任者） 住 所 _____

※ 戸籍証明書・戸籍の附票の委任をされる場合に記入してください。

本 籍 _____

氏 名 _____

(法人名及び
代表者氏名)

Ⓔ 自署
法人の場合、代表者印

生年月日 大・昭・平・令・西暦 年 月 日

代理人（受任者） 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 大・昭・平・令・西暦 年 月 日

私は上記の者を代理人として、下記の申請及びその交付を受ける権限を委任しましたのでお届けします。

住民票の写し	通	※ 戸籍・除籍・原戸籍	通
住民票の除票の写し	通	※ 戸籍の附票	通
住民票記載事項証明書	通	固定資産証明書	通
課税（所得）証明書	通	その他証明書 （	通 ）
納税証明書	通	証明書の名称を記載してください。	

【各種証明書を請求（委任）するにあたっての注意事項】

注1) マイナンバー（個人番号）を記載した住民票の写しは、代理人に窓口でお渡しすることはできません。委任者の住所地へ郵送させていただきます。委任状と併せて送付用の封筒（切手を貼ったもの）もご用意ください。

注2) 窓口に来られた方について、本人確認書類の提示が必要です。

注3) 請求書の内容を確認させていただくため、資料の提示を求めることがあります。

注4) 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について
行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

注5) 届書等情報内容証明書について
届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。
市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

注6) 偽りその他不正な手段により、住民票の写し、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

注7) 本人（委任者）以外の者がこの届出書を偽造したときは、3か月以上5年以下の懲役に処せられます。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

その他手続きを委任する時

委任状

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

(宛先)高砂市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

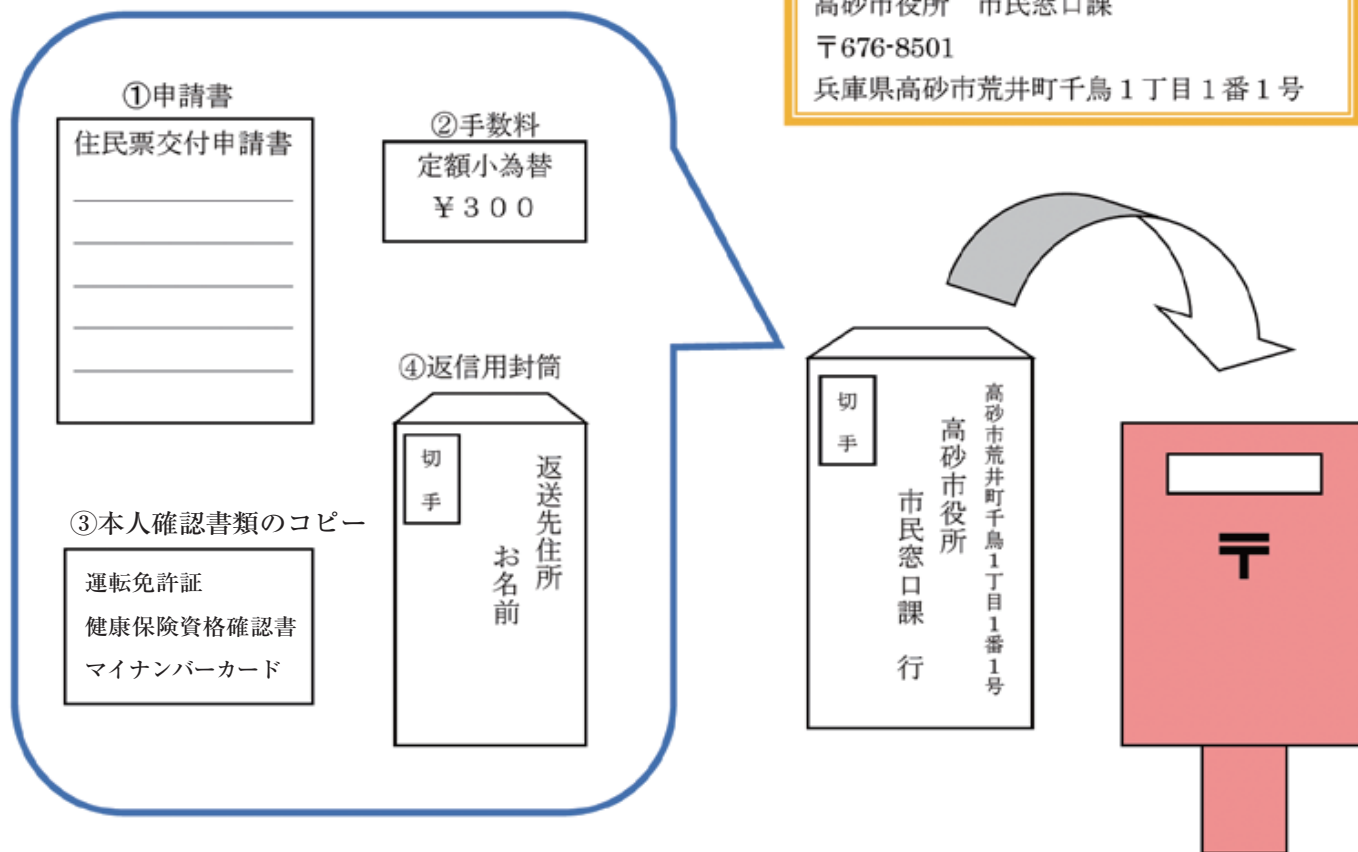
※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

郵便での住民票の請求方法

- ①申請書 裏面の『住民票郵送交付申請書』に必要事項を記入してください。
昼間繋がる連絡先（電話番号）を必ず記入してください。
- ②手数料 住民票 1通 300円
手数料は定額小為替（※郵便局で購入してください）をお願いします。
定額小為替の指定受取人欄は記載不要です。
- ③本人確認書類 申請者の本人確認書類のコピーを添付してください。
運転免許書、マイナンバーカード、健康保険資格確認書 等
- ④返信用封筒 送付先の住所、氏名を記入のうえ、切手を貼ってください。
証明書の枚数によって郵便料金が不足した場合には【不足分受取人払】として発送しますので、郵便局に不足分をお支払いください。
原則として、返送先は請求者の住民登録地です。
勤務先に送付希望の場合は、請求者の社員証のコピー及び会社所在地がわかるものを添付してください。
速達、書留、特定記録郵便等で郵送する必要がある場合は、基本料金に加算した料金分の切手を添付するとともに、封筒にその旨を記入してください。
返送先の住所、氏名を記入してください。

①から④の書類をご用意し、同封してください。



戸籍謄抄本等郵送交付申請書

	証明書の種類	料金	謄本（全部事項証明） 同じ戸籍全員が記載されているもの	抄本（個人事項証明） 必要な方1人が記載されているもの	
	証明書の種類	<input type="checkbox"/> 戸籍（今現在の戸籍）	450 円	___ 通	___ 通
<input type="checkbox"/> 除籍		750 円	___ 通	___ 通	
<input type="checkbox"/> 改正原戸籍（昭和・平成）		750 円	___ 通	___ 通	
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票		300 円	___ 通	___ 通	
<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名 ※記載が必要な項目にチェック☑をしてください。 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地 チェックがない場合は記載されません。 <input type="checkbox"/> 必要な住所（ _____ ）が記載されているもの					
<input type="checkbox"/> 身分証明書		300 円	___ 通	本人以外の請求は、委任状が必要です。	
<input type="checkbox"/> 独身証明書		300 円	___ 通	本人以外の請求はできません。	
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			___ 通	料金はお問合せください。	
戸籍証明の内容を記入 ※必要な場合のみ		【戸籍】			
	<input type="checkbox"/> 出生から現在（死亡）までの戸籍すべて・・・各___通	「除籍」と「改正原戸籍」は、その方の要因※や戸籍改製（昭和・平成）により、 複数存在する場合があります。 ※転籍、婚姻、離婚、養子縁組、家督相続、分家等 「戸籍の附票」についても、各戸籍証明と同様で、その方により 複数存在する場合があります。			
	<input type="checkbox"/> ___歳から現在までの戸籍すべて・・・各___通				
	<input type="checkbox"/> 死亡の記載がある戸籍・・・___通				
	<input type="checkbox"/> 婚姻日・離婚日の記載がある戸籍・・・___通				
	<input type="checkbox"/> ___と___の続柄がわかるもの・・・___通				
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）・・・___通					

本籍 _____ 筆頭者 _____

※番地まで記載してください（記載がない場合は交付できません。）

必要な方の氏名 _____（明・大・昭・平・令 年 月 日）

使用目的（提出先及び手続き内容を詳細に記入してください。）

<例 土地の名義変更のために〇〇法務局に提出／年金停止のために〇〇年金事務所に提出>

請求者

住 所			
氏 名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
署名または記名押印 法人の場合は必ず押印			
必要な方との続柄	例 本人、長女、長男の長女 等	電話番号	平日昼間に通話可能な番号をご記入ください。

※配偶者、直系親族等以外からの請求については委任状等の書類が必要になる場合があります。

※返送先は原則請求者の住民登録地です。

郵便での戸籍謄抄本等の請求方法

① 申請書

前ページの『戸籍謄抄本等郵送交付申請書』に必要事項を記入してください。
昼間繋がる連絡先（電話番号）を必ず記入してください。

② 手数料

手数料は定額小為替（郵便局で購入してください）をお送りください。
定額小為替の指定受取人欄は記載不要です。
手数料は市区町村によって異なりますのでお確かめのうえご請求ください。

③ 本人確認書類

請求者の本人確認書類のコピーを添付してください。
【運転免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書、年金手帳 等】

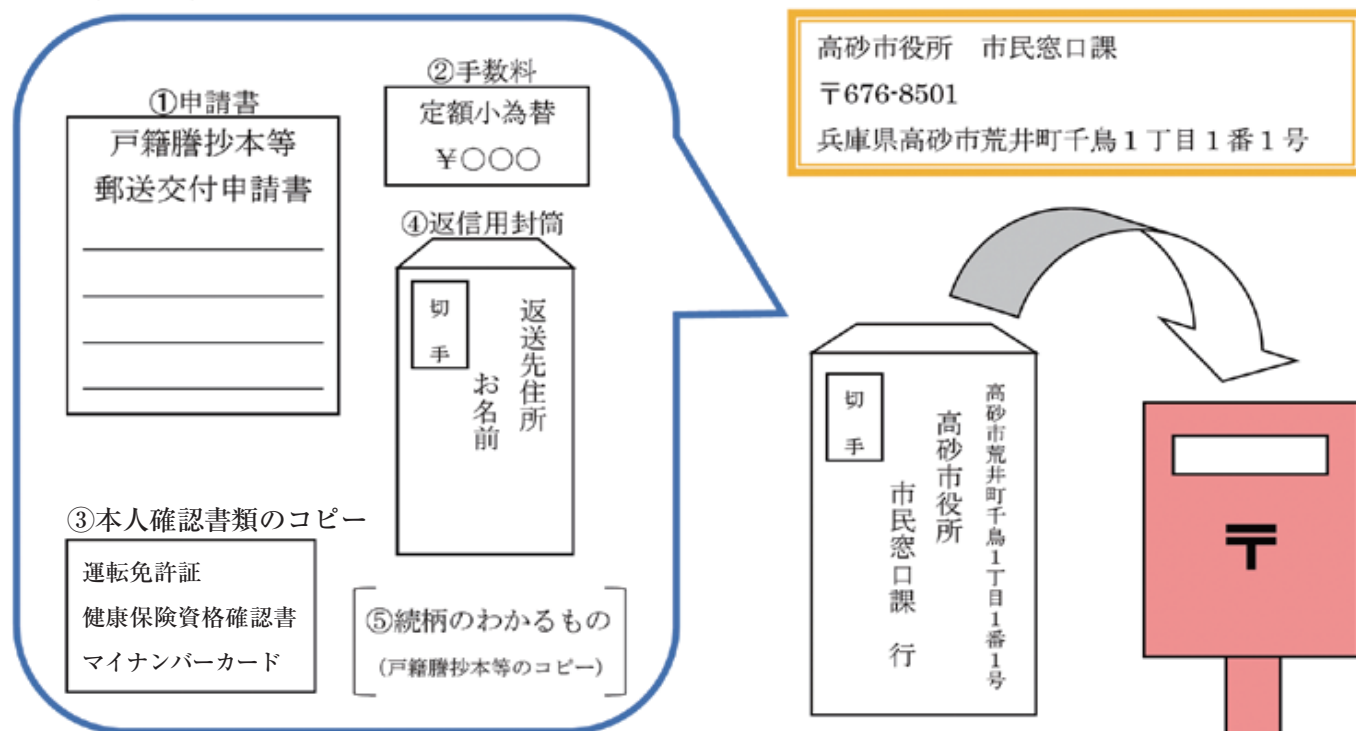
④ 返信用封筒

返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。お急ぎの場合は速達料金分を貼ってください。
返送先は原則請求者の住民登録地です。

⑤ 請求者と必要戸籍に記載されている方との続柄がわかるもの（戸籍謄抄本等）のコピー

相続により亡父（母）の婚姻前の戸籍を取り寄せる方、先祖供養（家系図作成等）のため直系の戸籍を取り寄せる方は、同封してください。高砂市に請求される方で、当市の戸籍で続柄がわかる方は不要です。

①から⑤の書類を同封し、郵送してください。



1F



分庁舎



本庁舎



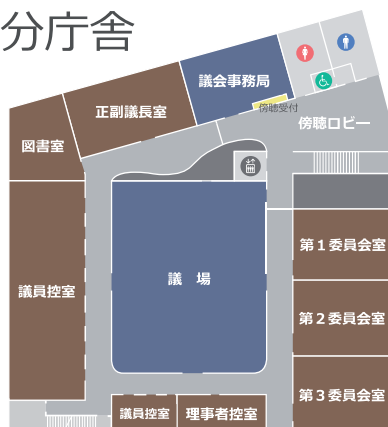
- エレベーター
- 男子トイレ
- 女子トイレ
- 多機能トイレ
- 授乳室
- 自販機コーナー
- ATMコーナー

(令和6年4月1日現在)

2F



分庁舎

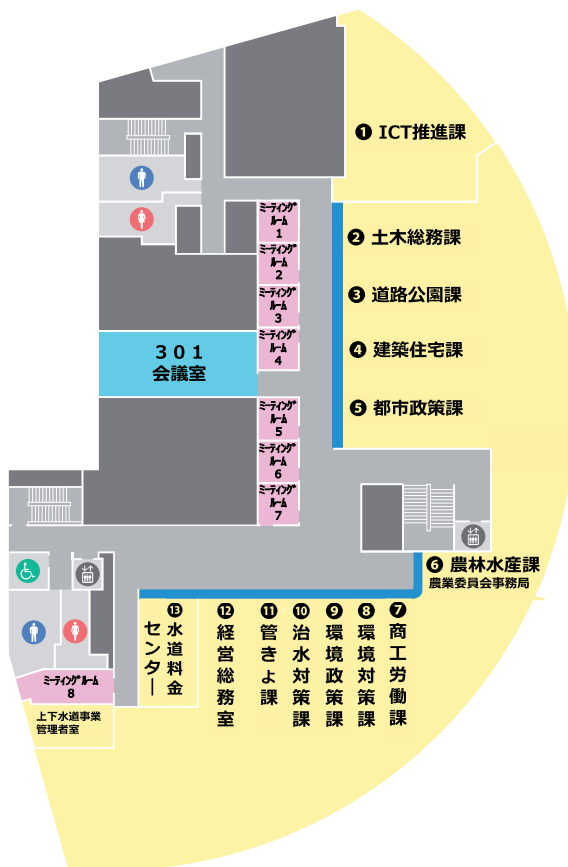


本庁舎



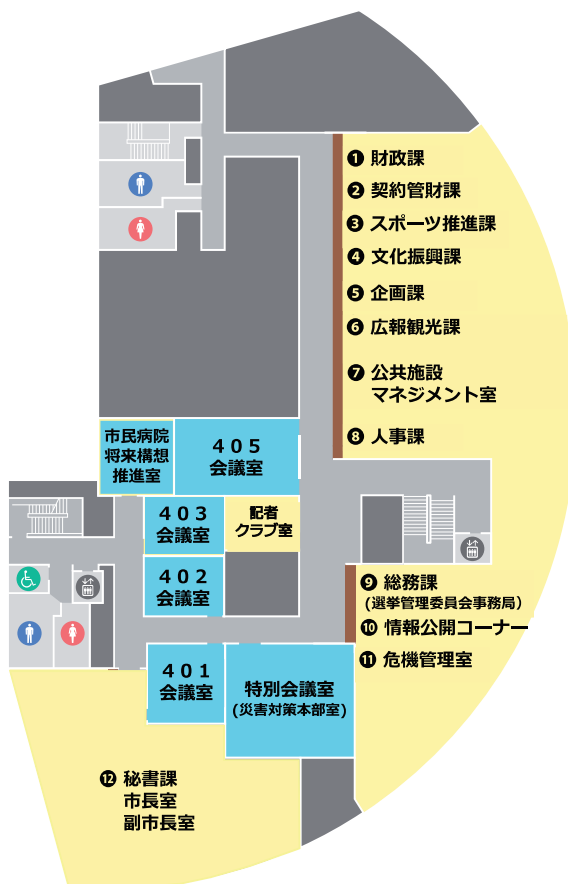
- エレベーター
- 男子トイレ
- 女子トイレ
- 多機能トイレ
- 授乳室

3F



- エレベーター
- 男子トイレ
- 女子トイレ
- 多機能トイレ

4F



- エレベーター
- 男子トイレ
- 女子トイレ
- 多機能トイレ

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

親の生前整理・遺品整理で
困ってる...

空き家を整理したいけど
どうしよう

引っ越して出た
不用品を処分したいなあ

遺品整理 不用品回収や 空き家のお悩み

私に対応します!



まるっと♪

お任せください!

私たちは、お客様の思い出や感情を尊重し、故人が大切にしていた品々を適切に整理・処理することをお約束します。

「轍~Wadachi~」のサービス

遺品整理

轍~Wadachi~には、
遺品整理士がいます。
遺品整理に必要な知識や
技術を持っていますので、
任せて安心です。

不用品回収 リサイクル品買取

自治体ごとの廃棄物処理
方法を熟知していますので、
迅速に効率よく回収いたします。
また、再利用できるものは
買取もおこなっております。

その後の 対応もサポート

不動産売却 空き家管理
引っ越し 害虫駆除
店舗清掃 特殊清掃
ハウスクリーニング
リフォーム・解体 ゴミ屋敷整理

一般廃棄物の収集運搬は、許可事業者と提携して行っております

内容に応じて適切な専門業者と連携いたします

遺品整理・その後のお悩みもトータルサポートします



~ Wadachi ~

まずは、あなたのお悩みをお聞かせください

轍~Wadachi~

〒674-0091 兵庫県明石市二見町福里128-21

☎ 0120-100-910

相談
無料

出張
見積もり
無料

電話
メール
対応

URL: <https://huyouhin-pro-wadachi.com/>

兵庫県 公安委員会 第631502300008号

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

高砂市で相続のご相談なら 木澤美生子司法書士事務所にお任せください。

将来の相続について、ご不安なことはありませんか？
相続による土地建物の名義変更に関する手続き代理のほか、
生前の「思い」を残しておきたい方のために遺言書の作成サポートいたします。

【相続登記】

亡くなった方の不動産を相続人の名義に変更します。戸籍の取寄せや遺産分割協議書の作成もお任せください。

【相談に行きたいけど外出が難しいという方に】

ご自宅へ出張してお話をお伺いさせていただきます。



【遺言】

将来の争いを避けるために自分の意思を遺言書に残すお手伝いをします。

【遺産承継】

預金や株など、不動産以外の名義を変更します。銀行や証券会社に何度も足を運ぶ手間が省けます。

【成年後見】

判断能力が不十分な人を支援する法定後見や、将来に備えて後見人を選んでおく任意後見の手続きをサポートします。

【相続手続き以外でも…】

不動産登記、商業登記、家族信託、相続放棄、債務整理など幅広く取り扱っています。

木澤美生子司法書士事務所

JR宝殿北口
徒歩1分

無料駐車場
1台あり

〒676-0808 高砂市神爪1丁目4番11号 FKビル 201号

Mail : mk_judi@nifty.com URL : https://shihou-kizawa.com/

兵庫県司法書士会 司法書士 木澤美生子

平日 9:00~17:00 (予約制)

※事前のご連絡で受付時間外のご対応も可能です

TEL 079-432-0225

HPIはこちらから



本誌ご持参で、出張相談料無料。また、初回相談 通常1時間無料のところ2時間無料。

女性も安心
女性行政書士が対応します
何でもご相談下さい！

相続手続き 公正証書遺言 認知症対策



こんなお悩みございませんか？

- 身寄りがなく頼れる人がいない
- 何から手をつけたらいいかわからない
- 誰に相談したらいいかわからない

加古川・高砂・姫路・播磨町 お任せ下さい

078-925-3850

めぐみ事務所

〒673-0023 明石市西新町2-12-22


登録番号: 24301931

兵庫県行政書士会 宮内恵子



あなたの街の不動産相談室

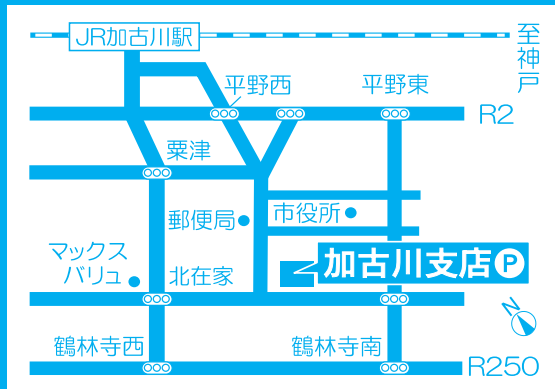


あなたの不動産に関する様々な疑問に
 丁寧にお答えします  創業50年の経験と
 実績を活かし全力でバックアップします。

**無料相談
無料査定**

TEL 079-423-7222

お客様に合ったベストプランをご提案いたします。



**タカセ不動産
株式会社
加古川支店**

〒675-0031 加古川市
 加古川町北在家2048番地
 国土交通大臣(12)第2918号

お気軽にご相談ください



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

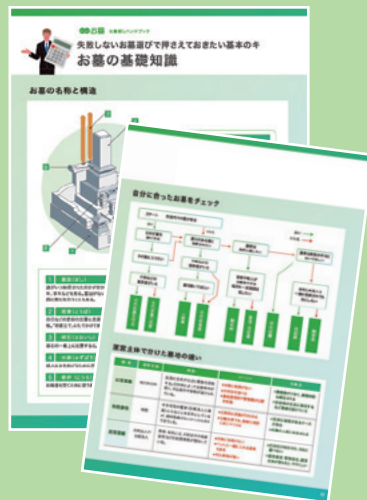
委任状

広告掲載事業者

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ!

後悔しないための お墓探しハンドブック

「いいお墓」は、2003年のサービス開始から20年以上に渡り、全国の墓地・霊園情報やお客様の口コミを掲載しているお墓探しのポータルサイトです。「いいお墓」の豊富なデータがわかりやすくまとまった、お墓探しのためのハンドブックを無料でお届けします。



【ハンドブック内容】

- お墓の選び方
- お墓の種類と費用相場
- お墓購入の流れ
- 購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。

お電話もしくはWEBからのお問合せで

もれなく全員無料でもらえます!

～あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします～



0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間: 9時～16時(年中無休)



WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック 検索



※一帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。

※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
東証プライム上場 証券コード: 6184 が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
https://www.kamakura-net.co.jp/

\\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5万円~ 決まった金額だから安心！

☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

発行 高砂市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年4月

